

笠間市広報紙等の有料広告掲載要領

(目的)

第1 この要領は、笠間市公共物等有料広告掲載要綱（平成19年告示第55号。以下「要綱」という。）第2条の規定により、笠間市の広報紙等に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載媒体)

第2 広告を掲載することができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報かさま
 - (2) 笠間市公式ホームページ
- (広告の位置、規格及び広告掲載料)

第3 広告の位置、規格及び広告掲載料は、別表第1のとおりとする。

(広告掲載期間)

第4 広告掲載の期間は、1箇月を単位として12箇月連続して掲載することができる。

(掲載できる広告)

第5 掲載できる広告は、市民生活に関連したものとする。ただし、次の各号に該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業であるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公共の秩序及び善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (6) 賭博・ギャンブルに関するもの、投機又は射幸心をあおるもの
- (7) その他掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

(禁止事項)

第6 要綱第10条の規定により広告の掲載決定の通知を受けたものは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 一般消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (2) 笠間市又は第三者に対し、財産権、名誉及びプライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (3) 笠間市の広報掲載業務の運営を妨げる行為
- (4) 笠間市のホームページの情報を改ざんする行為
- (5) 有害なコンピュータープログラム、メール等を送信又は書き込む行為
- (6) その他禁止事項として市長が認める行為

(広告主の責任)

第7 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(庶務)

第8 この要領に関する庶務は、秘書課において処理する。

附 則

この要領は、平成19年 3月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 6月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年 3月 5日から施行する。

別表第1

種類	位置	規格	広告掲載料 (1箇月あたり)
広報かさま	市長が指定する頁 の下面	45mm×85mm	10,470円
		45mm×170mm	20,950円
笠間市公式ホームページ	トップページ	70ピクセル ×200ピクセル	20,950円